

宝小学校 「学校いじめ防止基本方針」

本校では、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう本方針を策定した。

1. いじめ防止のための基本方針

(1) 基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2. いじめ防止対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、以下の「宝小学校いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり教職員全員で共通理解を図り、「いじめ問題に対する意識について」機会あるごとに地域へ啓発していく。

①「宝小学校いじめ防止対策委員会」の構成員

- ・学校長 ・教頭 ・教務主任 ・各学年主任 ・生徒指導主事 ・養護教諭
- ・スクールカウンセラー ・学校評議員（5名） ・PTA会長

②いじめ対策委員会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いのある情報のあったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒からの事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

③「いじめ対策委員会」の開催時期と回数

- 5月と2月の年間2回の開催を基本とし問題発生時には緊急に開催することもある。

3. 未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

別表参照

4. 教育委員会や関係諸機関との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し迅速に対応する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、該当児童の安全確保を優先した対応をとる。

5. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報はその都度適切に提供する。

6. 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7. 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

未然防止・早期発見・対処の3局面におけるいじめ対応の具体化

		児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕の体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○個別懇談や生活アンケートによる情報収集 ○文具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの早期対応	暴力を伴ったいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聴き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の理解 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聴き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係のない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

各家庭（PTA）への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに感心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできる家庭づくり（個別懇談・学年委員会・PTA教育講演会等の実施） ○子どものがんばりをしっかり認めて誉めること、いけない時にははっきりと叱ることのできる家庭づくり ○父親の子育てへの積極的参加
地域への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡等の依頼

年間計画

1 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班等	児童会	保護者	教 師
4 月			学年開き・学級集団づくり	縦割り班 づくり	家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止 基本方針理解 組織づくり 校内研修 道徳教育の推進 教育相談 S Cとの連携 研修等への参加
5 月	実施	実施 (学校評議会)	校外学習の取り組み・グループづくり	児童総会	授業参観 学年委員会	
6 月				縦割り班清 掃	授業参観 学年委員会	
7 月	実施		長期休業指導 登校班会議	ロング集会	地区懇談会 (育成会)	

2 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班等	児童会	保護者	教 師
8 月			生活の見直し			<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の推進 教育相談 S Cとの連携
9 月	実施		運動会取組・集団活動	運動会取組 集団活動	運動会参観	
10 月			校外学習の取り組み・グループづくり	各委員会集 会		
11 月	実施		七里まつりへの取り組み	縦割り活動 役員選挙	七里まつり 授業参観	
12 月	実施		長期休業指導 登校班会議		個別懇談会 保護者アンケート	

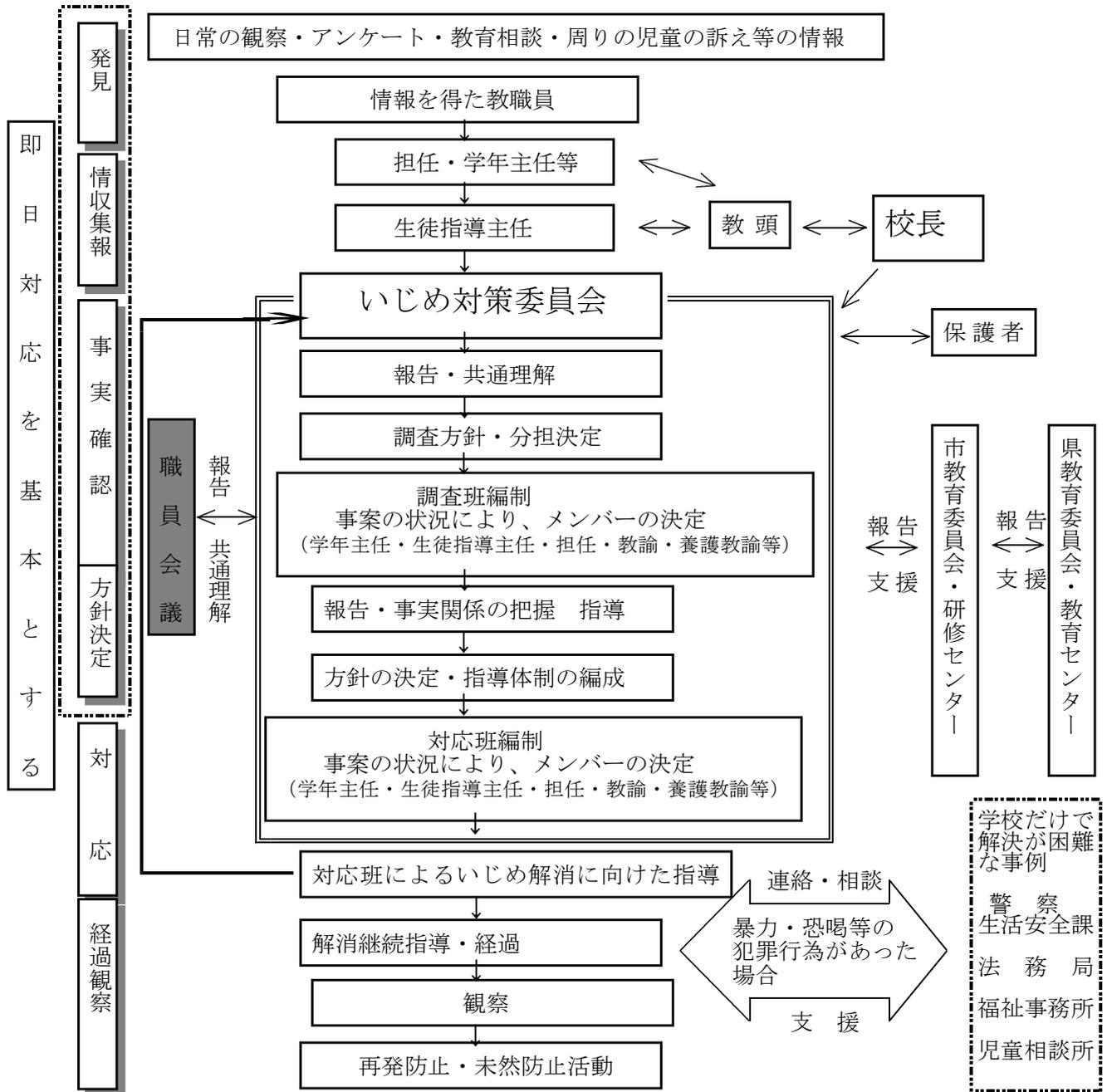
3 学期

	アンケートの実施	対策委員会 (定例会)	学年(学級)・登校班	児童会	保護者	教 師
1 月	実施		生活の見直し	縦割り班遊 び		<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の推進 教育相談 S Cとの連携
2 月		実施	6年生を送る会への役割分担 ・取り組み	児童総会	授業参観 学年委員会	
3 月	実施		登校班会議 年度末取組			

※アンケートは15日に実施することを原則とする。。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

- ・教職員がいじめを認知した場合、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。
- ・校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を経て、組織的に取り組む。



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日の内に対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが大切である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに市教育委員会・教育事務所、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

保護者各位

都留市立宝小学校
校長 小俣一夫

いじめ防止・発見のために（お知らせ）

初夏の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、早いもので新年度も2か月が過ぎました。子どもたちは日々各教室で張り切って学習や生活に取り組んでいます。今年度も一人一人が健全に成長できるように学校、家庭で連携を図っていききたいと思っております。
さて、いじめ防止には早急な対応が必要になってきます。そこで、本年度も例年にならい「宝小：家庭でわかるチェックポイント」を作成しました。各家庭に配布させていただきますのでお手元に置いておかれ、なにか気がつくことがある場合には、早めに担任に連絡をしていただきたいと思います。

「宝小：家庭でわかるチェックポイント」

衣類の汚れや破れが見られたり、よくケガをしたりしている。
風呂に入ったり、裸になったりするのをいやがる。
食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
教科書やノートを見せたがらない。
学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
寝付きがわるかったり、夜眠れなかったりする日が続く。
ボーっとしていることが増える。
登校時刻になると身体の不調を訴える。
「学校行事に来ないで」と言う。
表情が暗くなったり、言葉数が少なくなったりする。
イライラしたり、オドオドしたりして落ち着かなくなる。
部屋に閉じこもることが増え、ため息をついたり涙を流したりしている。
言葉使いが乱暴になり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりをしたりする。
学校のことはなしたがらず、無理に聞こうとすると怒る。
転校を口にしたたり、「学校をやめたい」などと言い出す。
友人からの電話で、急な外出が増える。
不審な電話や、いやがらせのメールが来る
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。